

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	地方税に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

評価実施機関名

広島市長

公表日

令和6年11月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税のうち、市税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>1 納税者からの申告、届出等による課税管理事務 2 収納情報及び課税情報による収納、還付、充当等を行う収納管理事務 3 滞納情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理事務 4 納税者の宛名情報の特定や突合を行う宛名管理事務</p> <p>・納税者からの申告、届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を市の収入として受け入れ、納付額が課税額よりも多い場合は超過額を還付し、納税者からの納付がない場合、納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。</p>
③システムの名称	市税システム、滞納管理システム、家屋評価システム、税務地図情報システム、国税連携システム、共通基盤、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、電子申告・年金特徴システム
2. 特定個人情報ファイル名	
市税データベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 番号利用法別表の24の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項 番号利用法別表第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第50条</p> <p>【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 番号利用法別表第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第 3、4、5、6、7、9、13、15、17、30、39、41、44、50、51、55、59、60、61、65、66、71、75、77、78、83、85、86、88、89、90、91、92、93、94、98、100、108、110、117、126、127、131、132、134、139、140、142、143、144、146、149、153、154、157、158、160、162、163、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局税務部税制課
②所属長の役職名	税制課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	広島市公文書館 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 TEL:082-243-2583
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒732-0811 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市役所財政局税務部税制課 電話082-504-2092
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び全項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input checked="" type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 番号法別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 番号利用法別表第一の16の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 番号法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、10、12、13、19、20、21、22、23、25、28、31、34、35、36、37、38、40、43、44、47、49、50、51、54、55、58、59条 ※番号法別表第二の9、23、29、34、35、39、40、48、58、59、61、62、70、71、84、91、92、101、106、115、116、117、120の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、10、12、13、19、20、21、22、23、25、28、31、34、35、36、37、38、40、43、44、47、49、50、51、54、55、58、59条 ※番号利用法別表第二の9、23、29、34、35、38、39、40、48、58、59、61、62、70、71、84、85の2、91、92、101、106、115、116、117、120の項に係る主務省令は未制定。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成28年8月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年9月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成28年8月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、10、12、13、19、20、21、22、23、25、28、31、34、35、36、37、38、40、43、44、47、49、50、51、54、55、58、59条 ※番号利用法別表第二の9、23、29、34、35、38、39、40、48、58、59、61、62、70、71、84、85の2、91、92、101、106、115、116、117、120の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条 ※番号利用法別表第二の23、29、61、62、71、115、117の項に係る主務省令は未制定。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年8月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年8月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条 ※番号利用法別表第二の23、29、61、62、71、115、117の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条 ※番号利用法別表第二の29、71、115の項に係る主務省令は未制定。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年8月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	電話082-504-2087	電話082-504-2092	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条 ※番号利用法別表第二の29、71、115の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の2の2、59の3条 ※番号利用法別表第二の29、71、115の項に係る主務省令は未制定。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の2の2、59の3条 ※番号利用法別表第二の29、71、115の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3条 ※番号利用法別表第二の29、71、102、115の項に係る主務省令は未制定。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年6月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年6月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3条 ※番号利用法別表第二の29、71、102、115の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39の2、40、43、43の3、43の4、44、44の5、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3、59の4条 ※番号利用法別表第二の29、102、115の項に係る主務省令は未制定。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年5月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年12月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 1 納税者からの申告、届出等による課税管理事務 2 収納情報及び課税情報による収納、還付、充当等を行う収納管理事務 3 滞納情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理事務 4 納税者の宛名情報の特定や突合を行う宛名管理事務 ・納税者からの申告、届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を市の収入として受け入れ、納付額が課税額よりも多い場合は超過額を還付し、納税者からの納付がない場合、納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税のうち、市税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 1 納税者からの申告、届出等による課税管理事務 2 収納情報及び課税情報による収納、還付、充当等を行う収納管理事務 3 滞納情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理事務 4 納税者の宛名情報の特定や突合を行う宛名管理事務 ・納税者からの申告、届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を市の収入として受け入れ、納付額が課税額よりも多い場合は超過額を還付し、納税者からの納付がない場合、納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和6年11月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 番号利用法別表第一の16の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 番号利用法別表の24の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和6年11月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第二の27の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39の2、40、43、43の3、43の4、44、44の5、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3、59の4条 ※番号利用法別表第二の29、102、115の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項 番号利用法別表第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第50条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 番号利用法別表第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第3、4、5、6、7、9、13、15、17、30、39、41、44、50、51、55、59、60、61、65、66、71、75、77、78、83、85、86、88、89、90、91、92、93、94、98、100、108、110、117、126、127、131、132、134、139、140、142、143、144、146、149、153、154、157、158、160、162、163、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175条	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和6年11月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和6年11月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和6年11月26日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和6年11月26日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。